



介護体験の共有と学習：
伝統的ジェンダー規範のゆらぎ

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2012-02-16 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 古村, えり子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00010433

介護体験の共有と学習 ～伝統的ジェンダー規範のゆらぎ

古村えり子
北海道教育大学岩見沢校

Sharing of Experience at care ,and Learning ~Changing of Conservatism on Gender Standard

ERIKO FURUMURA
Hokkaido University of Education, Iwamizawa Campus

Abstract

Women who lives in country has no chance of learning about Feminist Theory and gender biases. Add, the contents of Feminist Theory are not fit women who want guardianship of men. In Japan , Housewives have held gender structure, long time, care works are duties as wife . But, they will find the paradox . Because , men can not support women any more, and women can not do unpaid work that is too severe.

We had the forum about care works from Feminist Theory' s point of view,2001.1.27 . Participants had sympathy with woman who had taken nursing care of Mother-in-law , as, doing social action with aid of family , neighbor and specialists. They hope refuse nursing care any more, at the cost of freedom.

Keywords : ジェンダー (gender) , 福祉 (social welfare) , 介護 (care)

第1章 本論の課題

ジェンダー問題の認識には階層性、地域性が大きく作用する。社会教育や福祉ボランティアなどの活動を活発に行う主婦層においても、伝統的なジェンダー規範の枠内での、あるいは、それを強化する活動である場合も少なくない¹⁾。このような階層性、地域性の克服は、身近に伝統的ジェンダー規範から自由な生き方が存在しない地方都市においては著しく困難である。

しかし、福祉に関わる現場においては、伝統的ジェンダー規範こそが女性を苦しめているという実態がある。世帯単位の、男性の所得保証をつうじた生活保障は男性の保護から外れた女性の貧困化をまねく。家族の無償労働、すなわち女性の無償労働を前提とした介護福祉のありかたは、女性に更なる貧困と、人権を無視された日常生活を強いる。男性の年金なしには十分な生活がなりたたない中での無償の介護労働は、日々の生活そのものを耐えがたいものにする。本報告では転換期にある福祉国家の課題とジェンダーの関係を明らかにしつつ、現場の一つである介護問題を取り上げ、学習経験と介護体験の共有が伝統的ジェンダー規範を揺るがす可能性について述べる。

第2章 福祉行政とジェンダー問題

日本の福祉政策は特定の家族形態を前提としている。第2次大戦後、イギリスのベバリッチプランをもとに作られた日本の社会保障制度は言うまでもなく、生計の維持者を男性とし、女性を被扶養者と位置づけた。さまざまな社会保障制度のなかで、労働市場から排除されている多くの女性は、直接の受給者となることができず、生存権は男性を通しての保障であった。そのため、男性の「保護」が得られない女性は特殊な存在として「残余の社会福祉」(エスピン・アンデルセン)の対象であった²⁾。日本でも、1980年代には、既婚者の過半数が働くようになった。しかし、労働時間はフルタイムとさほどかわらないのに夫の扶養家族としての範囲内の賃金しかもらえない無権利、低賃金パートが構造的にその多くを占めている。ここでも「家族主義」が「主婦」のみならず、女性全体の無権利状態を生み出している。「脱家族主義」は、福祉のみならず、女性の基本的人権に関わる問題なのである。

問題を整理すると以下のようなだろう。

社会政策、

- (1) 家族主義 → 男性稼得者の所得保障
 ～ 女性の所得保障がない
- (2) 家族による福祉の提供 → 介護、育児の充足
 ～ 女性が無権利状態で無償労働を担う

現在の具体的問題

- (3) 女性にとっては男性による保護が生存手段
 ～ DV、低賃金の社会的基盤、母子家庭の貧困
- (4) 男性世帯主を中心とする特定の家族形態を前提
 ～ 家族の多様化、性の多様化に対応できない。
 ～ “道徳”のおしつけ 母子世帯への“監視”
- (5) 女性の無償労働を前提
 ～ 育児、介護を担い手が拒否 出産拒否、別居の拡大

展望

日本、家族主義(保守主義レジーム) → 脱家族主義 → 市場

↓社会 ↓国家

男性を中心とした家族を前提とした福祉国家体制は、世界的には不適當となりつつある。個人を単位とした社会保障、女性の雇用の創出と保障はもはや、「福祉国家」共通の課題である³⁾。

第3章 I市における伝統的ジェンダー規範のゆらぎ

第1節 伝統的ジェンダー規範を守る婦人会

地方都市の婦人会は、地域福祉の無償の担い手として、独居高齢者へのボランティア活動を活発に行い、介護に関する学習などを重ねる中で自己実現してきた。また、介護をかかえている家族を励まし、評価する役割も果たしてきた。このことは一般的には住民の活動として評価すべきことである。しかし、地域にすむ女性への無償労働の事実上の強制とならないためには、ぜひと

も介護問題におけるジェンダー問題の認識が重要である。介護やボランティア活動に「女性としての」喜びや、誇りをもってしまうと、それは、ジェンダー問題顕在化を妨げる要因となる。こうした自負には歴史的根拠があるだけに払拭するのは簡単なことではない。

I市の婦人会は専業主婦中心の組織である。「自立」をテーマとする講演会ですら、平日の昼間に開催され、内容的にも男性中心の現状を変える方向性は打ち出しにくいようである。主婦役割をまっとうした上で活動する立場、伝統的なジェンダー規範の強固な組織である。おそらく、だからこそ多くの参加者を得て（家族の支持も得て）、教育活動、サークル活動が活発におこなわれるのであろう。資源ごみの回収や、高齢者へのボランティアが盛んな女性が元気な町である。

第2節 「福祉を高める市民会議」の学習内容

下記の「福祉を高める市民会議」は行政主導で作られた組織である。市民が福祉に関する学習、研究を行い、市に対し提言活動を行うというものであり、講演会の後は必ずアンケートをとり、会員、市民の意見を聞くことになっている。

「福祉を高める市民会議」の発足経過

- H6. 12. 1：社会福祉協議会、民生児童委員協議会、岩見沢市による提案
- H6. 12～H7. 3 老人クラブ、婦人団体、青年団体、町会の保健推進委員など意見交換
- H7. 3 「福祉を高める市民会議」の発足 会員373名（公募）
- H7. 6 代表委員の委嘱（市長）30名 事務局：市；福祉課

現在：会員674名

児童部会、保健・福祉部会、バリアフリー部会

主な活動：講演会の企画、参加

施設見学

アンケートの実施

代表委員の全国的会議への派遣

主な講演会の内容 行政、医療、福祉関係者などによるもの

「ストレスをコントロールしましょう」（石橋クリニック院長）

「医療が在宅福祉を高める役割とは」（老人保健施設院長）

「ヘルシー・シテーズ・プロジェクト & ムーブメント」

（農水省）

「介護保険とは」（厚生省）

「人生って支えあっこ」（牟田 悌三 世田谷ボランティア協会）

ここでの学習内容には、とりたててジェンダー問題を自覚させるような内容はない。

第3節 ジェンダーをはじめて知るシンポジウム

このようなI市で、男女共同参画事業がはじまり、担当者とともに、シンポジウムを企画した⁴⁾。介護体験の発表事例は、ジェンダー規範にとらわれていない人を選定した。

Wさんの介護史は自己実現のために自ら介護の社会化を实践した歩み史でもある。シンポジウムでは時間の関係で、資料に示すほどの詳しい報告はできなかったが共感を得られた報告であっ

た。このほか筆者が、癒しと医療の歴史と女性医療家、現在の医療福祉分野におけるジェンダー問題の解決について課題をのべ、岩見沢校の神谷助教授が、女性が好むと好まざるとにかかわらず、働くことが当然となる時代に来ていることについて解説した。教官2人の話よりも、Wさんの体験に基づいた話はわかりやすく、これから介護を担う層への励ましとなった。特に、これから介護する家族へのアドバイスとして、次の3点が示された。

1. 介護だけを生活の中心に考えないこと。
2. やりたいことが次々にでてくる。それをやること。
3. 入院の付き添いなどは最も本が読める時間。

Wさんの介護史

資料1

1) 家族構成	年齢	職業	同居	別居	その他
配偶者	63	元高校教諭		○	
本人	61	主婦 ; 文庫、人形劇活動家			
長女	34	ピアノ教師		○	
長男	昭和43生 8歳で死亡				
次男	28	大学講師	○		
次女	22	大学院生		○	

2) 生活史

昭和35年：天使短大栄養科卒業

就職 教員採用試験合格

高校に5年勤める

昭和40年 結婚

昭和41年 3月退職 6月出産

出産 1 昭和41年長女

2 昭和43年長男

3 昭和47年次男

4 昭和53年次女

昭和44年 長男1歳半てんかん発病（軽度の知的障害）

介護開始（長男）

昭和52年 長男を開校したばかりの美唄高等養護学校（全寮制）に入れるため

岩見沢に移住。このとき77歳の母（育ての親）をひきとる。

6月、長男発作のため寮で死亡

このとき母はまだ元気、自給菜園、次女の手話などを担当

平成3年 母骨折入院：以後数回の骨折。自宅で治療

7年 母白内障の手術（3週間の入院、付き添う） 94歳

10年 97歳 痴呆始まる、寝たきりへ

99歳 6月 死去

社会的活動を実現するため独自に工夫。

社会活動

昭和54年；てんかん協会北海道支部を夫婦で設立

全障研岩見沢サークルで活動（聖十字幼稚園 有本氏主催）

岩見沢保育専門学校サークル；クレヨンとともに活動

この間10年以上；町内子供育成会；会長、役員 キャンプ、肝試しなどに取り組む

昭和61年

(1986年) 家庭文庫「こぶしっこ文庫」設立

自宅2階を開放、文庫と人形劇練習の場

まもなく人形劇団「こぶしっこ」結成現在4人の主婦で運営

4000冊絵本を貸し出し、読み聞かせ、パネルシアター、紙芝居

絵本展、講演：年30～40回の人形劇公演 図書館、児童館、保育園、幼稚園

謝礼は1万～2万

介護活動と家族、近隣、地域機関

状態	介護者	家族	近隣	地域機関
義母 94歳骨折				
以後数回骨折	歩行器など	娘がドライブに連れ出す		
外では車椅子	自力歩行訓練	しもの世話、食事		
	基本的責任			

夫：介護者をドライブに連れ出す。

年5～6回：美術館、音楽会

近隣：介護者が公演などで留守にするとき（3時間くらい）近隣の高齢者にいてもらう。

公演で遅いときは近隣がコンビニ弁当をさしいれ。

地域機関 デイ・サービス、ショートステイ

訪問看護

97歳：徐々に寝たきりへ

公演は30回くらいに

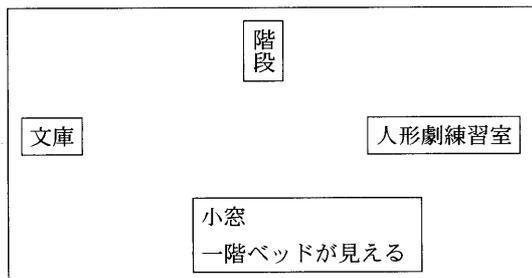
介護者の工夫：2階の活動の場からベッドが見える“窓”

音楽をかけていると思わせて外出

自宅を近隣の茶の間にして、自分は用を足しにでかける

資料2

W宅活動室：2F



Wさんの介護史は自己犠牲のジェンダー規範による模範例ではない。長男の障害をきっかけとした福祉にかかわる社会運動、介護の主体的社会化、人形劇、文庫の活動による社会活動の歩みでもあり、いつでも自己実現を忘れない。しかし家族による福祉の供給も、地域や行政をうまく使って行う。シンポジウムで大きな共感を呼んだのはこの点である。過酷な介護の経験者も「女性のみが担うこと」はもうかんべん、という回答が多く見られたが、かといって、家族介護を全面否定もできない。シンポジウムでは紹介できなかったが、Wさんの自宅には資料に示されるように、文庫や人形劇の活動と介護を両立させる独自の工夫がなされている。自己犠牲ではなく、かといって全面的な社会化でもない介護のひとつのあり方がここにはある。ジェンダー規範意識がたとえ強くとも、この筋道ならば、受容される要素があるのだ。

第4節 女性専門家への期待とジェンダー規範

このシンポジウムの会場で時間をとり、参加者からアンケートをとった。参加者は日ごろ福祉や介護問題に関心が高い層であるなかでも「福祉をすすめる市民会議」の会員は「学習経験」が豊富である。家族の自己犠牲的な介護ではなく、専門家への適切な期待が示されている。

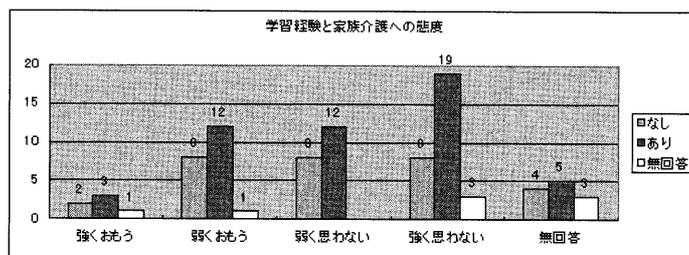


図1: 学習経験と家族介護への態度

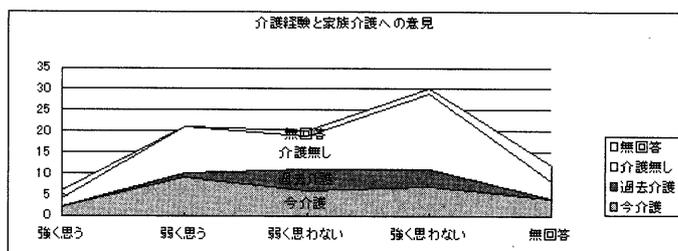


図2: 介護経験と家族介護への意見

介護経験者別にみていくと、経験がない層だけでなく、現在介護している層も家族介護を否定しきれていない。現在やっていることに意義を感じなければやれないのは当然であろう。これにたいし、過去に経験している層は否定的な見解が多い。過去の過酷な体験によるものであろう。

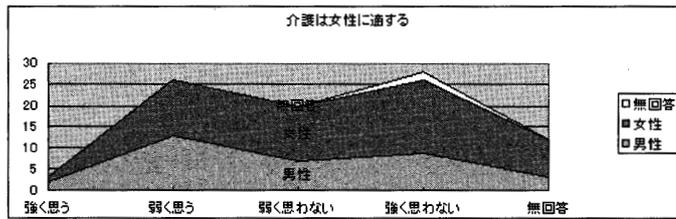


図3：女性介護への意見（男女別）

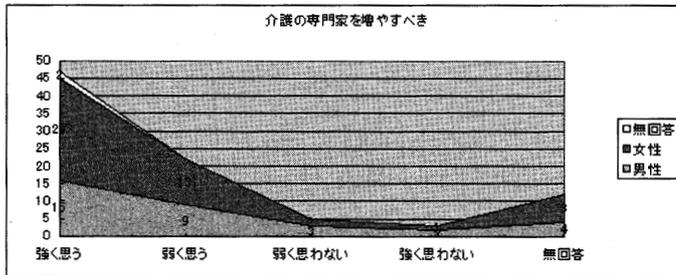


図4：専門家への要求

「介護は女性に適する」という考え方にかんしては女性自身も否定しきれていないが、専門家に対する要求は男女ともに高く、「女性専門家への期待」が読み取れる。ジェンダーバイアスが十分克服されたとはいいがたいが、「介護の社会化」への適切な理解はすすんでいるといえよう。

次に長期介護者の回答からその意識をみてみよう(資料3)。苦しい介護をがんばったのも、家族だから、嫁だからという強い義務感に支えられてのことであるのがよくわかる。

しかし、言葉に尽くせない過酷な経験をうかがわせる回答や、配偶者や義父の介護を終えて、自分はグループを作りたいとする回答は、嫁の家族に対する“義務”が嫁自体に対する義務を伴わないものであることをよく示している。依然として、嫁としての“義務”を強制する環境には強固なものがある。最後の事例のように、本当は社会化して、専門家にやってもらいたい、「拒否できない」現実がある。しかし、伝統的ジェンダー規範の内面化は克服されつつあるといえる。

長期介護者の意識・事例

資料3

30年 73歳 女性 夫婦世帯 被介護者 実父、実母、義父、義母、配偶者、兄、兄嫁

フォーラム参加の動機：社会福祉の補助

介護についての考え方：100%家族がすべき、女性に適しているとは思わない。

報酬はどちらかといえぼうけとるべきでない。

10年 女性 年齢無回答 夫婦世帯 被介護者 義父、義母、

介護についての考え方：100%家族がすべきとは思わない。義父母の場合は別報酬はうけとるべき。実務のできる専門家が望ましい。老人が老人を看るのは大変。

3年 女性 62歳 夫婦とその親 被介護者 義母、

介護についての考え方:100%家族がすべきとは思わない。どちらかと言えば女性に適しているとは思わない。

報酬はうけとるべきでない。専門家が望ましい。

婆さんが大婆さん、大爺さんを看る時代、肉体的に女性が向いているといえるでしょうか。

* (感じる事が) ありすぎて、3行や5行でかけるものではない。

2年 女性 70歳 一人暮らし 被介護者 義父、配偶者 2級ヘルパー取得

介護についての考え方:どちらかと言えば家族がすべき。女性に適している。

報酬はうけとるべき。専門家が望ましい。

* 7-8人の高齢者でグループを作って互いの面倒をみてはどうか。

3年 女性 45歳 夫婦と未婚の子 被介護者 義父

介護についての考え方:どちらかと言えば家族がすべき。

* (Wさんの事例報告について)自分ひとりで抱え込まない、自分のしたいこと(趣味や社会参加)をがまんしないという姿勢。自分自身の介護体験を少しでも、苦しいものでなく、楽しく充実したものするために参考にしたい。

介護可能性 53歳 女性 夫婦と未婚の子 介護対象:義母

介護についての考え方:家族がすべきでない(施設)。女性に適しているとは思わない。どちらかと言えば報酬はうけとるべき。専門家が望ましい。

* 義母が動けなくなったら私が面倒を看ることになると思うと、本当に大変だと思う。ぞーとする。しかし、覚悟せねば・・・。

第4章 介護の社会化がもたらすジェンダー規範意識変容の可能性

前述のように、地方都市においてはジェンダー規範意識を克服する条件は乏しい。「アンペイドワーク解消」ひとつとっても産業構造がそれについていかず、ジェンダー規範どおりに生活するのが「合理的」となってしまう現実がある。しかし、今まで見てきたように介護の分野では、「女性専門家」への期待が全般的にみられ、家庭責任の社会化への志向がみてとれるのである。

「女性専門家」への期待は「ケア労働は女性向き」というジェンダーバイアスを含んでいるとはいえ、無償の「嫁」による労働を当然とする状況からの脱却は確実にすすんでいるのである。

残る課題は、家庭内の性役割解消と市場化した労働の低賃金問題である。介護保険も家事労働報酬は不当に安い。「女性なら只でするのが当然」との意識が作用している。家でも、職場でも「雑用」「気配り」など、「女性の体から自然に出てくるもの」としての無償労働が存在するが、それを廃止するためには女性自身が拒否することがぜひとも必要である。「気配り」ではなく「専門的な」介護労働や家事労働の確立が課題である。介護される側も「契約者主体」として、なにをどうしてほしいのか明確にする必要にせまられているが、それはアンペイドワーク解消の土台となりうる

のではないか。

次に課題となるのは、自己実現や社会的活動に対する積極的なかわりを男女ともに可能にしやすい社会を作ることが、ジェンダー規範克服の道筋のひとつであることを、Wさんの事例が示している。むしろ男性がこのような時間を作る可能性が少ない現状もある。進んだところでは、オランダモデル⁵⁾のように男性も働く時間を減らしてボランティアのような自由な時間の使い方をすることが可能な社会的制度が整えられようとしている。また、NGO,NPOのような団体の社会的役割も増大しており、そこではその活動が「支払われるか否か」は重要な問題ではない。個人の経歴にこうした活動が書かれ重要視される社会も増えている。専従者の生活保障が現実のものとなりつつあるとすれば、賃労働や小営業とは異なる道筋でのアンペイドワークの解消も可能であろう。

社会教育の現場では首都圏を中心に女性問題学習が30年以上の歴史をもっている。だが、学習をつんで、いくら意識が高くなってもその労働が「支払われない」ことの限界を超えることはむずかしい。自治体によっては、ここ数年、このような「学習ボランティア」を嘱託身分で雇用する動きもでており⁶⁾、不十分とはいえ、無償労働解消への動きは進んでいる。地方都市では、「ジェンダーフリー」のモデルすら存在しない現状のなかでは、生活に根ざした変容の可能性こそ大切であり、福祉の現場はその要となるであろう。

この論文を作成するにあたって、同僚の神谷章生助教授、岩見沢市役所の所美穂子さん、清野浩子さん、介護経験者で福祉を進める市民会議代表委員の渡邊紀子さんとは、ともにシンポジウムを開催するとともに、内容においても、議論や資料提供、というかたちで、ご協力いただきました。ここに深く感謝します。

注1) 拙稿『福祉とジェンダー』研究のための覚書(北海道生涯学習研究 創刊号 2001.3)

2) G・エスピナーアンデルセン「ポスト工業社会の社会的基礎」(桜井書店 2000)

3) 神谷章生「日本型福祉国家の変容と転換」(『ポスト戦後体制への政治経済学』大月書店)

4) 2001.1.27「ジェンダーで見てみよう! 今までの福祉とこれからの福祉」

(岩見沢市 主催)

5) オランダでは働く日数を自由に選択しながら、正規雇用でいられる制度を採用。

失業問題が解決し、世界的に注目されている。

6) 首都圏の自治体では「学習ボランティア」で活躍した女性を300万円程度の嘱託身分で採用する方向がめだっている。

アンケート:2001.1.27 岩見沢市主催シンポジウム「今までの福祉とこれからの福祉」会場において実施 回答数89(回収率90%)